

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の自殺対策は、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定されて以降大きく前進しました。自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべきとの認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しました。その結果、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える状況で、いまだ深刻な事態が続いています。

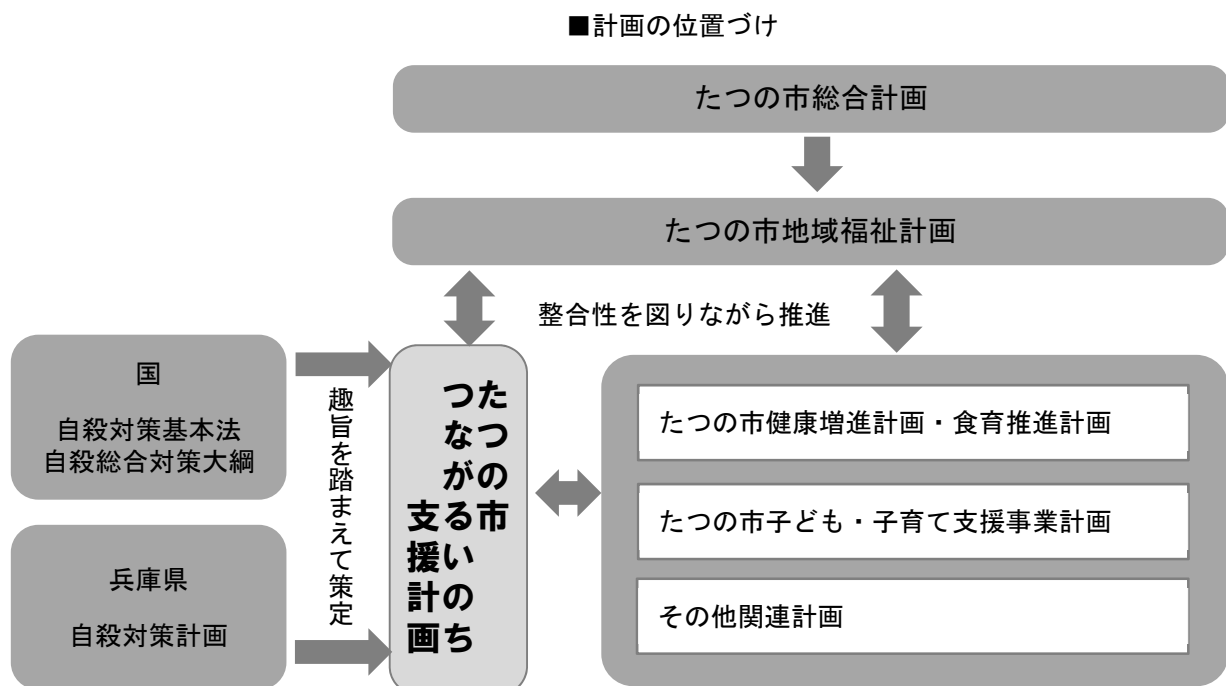
そうした中、「自殺対策基本法」は、施行から10年の節目に当たる平成28（2016）年、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策計画を策定することとされました。

このような状況を踏まえ、たつの市（以下「本市」という。）においても「たつの市つながるいのち支援計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、「兵庫県自殺対策計画」や本市の最上位計画である「たつの市総合計画」等との整合性を図っていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、中長期的な視点を持ち継続的に推進します。また、国・兵庫県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、計画期間の中間年度を目途に中間評価及び必要な見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

(1) (仮称) たつの市自殺対策計画策定委員会の開催

本市の自殺対策の推進にあたっては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じた内容を検討する必要があります。

そのため、保健福祉医療関係団体の代表、教育関係団体の代表、労働関係団体代表、警察・消防、学識経験者の幅広い関係者から構成される(仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会を開催し、集約された意見を計画に反映しました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、市民のこころの健康状態と心の病気や自殺に対する意識・認識を把握するため、下記の方法によりアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象者	市内に居住する中学生以上の市民
調査方法	無作為抽出調査
配布・回収方法	郵送にて配布、回収
調査期間	2018年7月27日～8月10日
配布・回答状況	配布数：2,000件 有効回答数：753件（有効回答率：37.7%）

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民より意見を募り計画への反映に努めるため、2019年1月10日から1月30日の期間中、パブリックコメントを実施しました。

5 基本理念

本計画では、「こどももおとなもSOSを「出せる」「受けとめる」安心のまち“たつの”」を基本理念とし、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

自殺を防ぐためには、家庭や地域、関係機関等の様々な分野の人々や組織が緊密に連携して自殺対策に取り組む必要があることから、本市では市民の皆様とともに、生きることを支えるための取組を推進します。

▼基本理念

こどももおとなも
SOSを「出せる」「受けとめる」
安心のまち“たつの”

6 数値目標

自殺総合対策大綱では、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに自殺死亡率を、2015年と比べて30%以上減少させることを目標に掲げています。これを本市に置き換えると、年間自殺死亡率は18.79となります。自殺者を「0（ゼロ）」に近づけることは当然のことですが、本計画では2026年度までに年間自殺死亡率を30%以上減少させることを目指します。

■自殺率の現状と目標値

自殺死亡率	現状	目標	10年間で 30%以上減少を 目指す
	2017年 (平成29年)	2026年	
	26.84	18.79	

※自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

▼数値目標

2026年度までに年間自殺死亡率を
30%以上減少させる